

国立大学法人横浜国立大学研究インテグリティ連絡会要項

令和4年7月15日

学 長 裁 定

(設置)

第1条 国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)に、外国の政府・機関又は法人等(大学を含む。)若しくはそれらの強い影響下にある国内の法人等(以下「外国機関等」という。)との関係による新たに懸念されるリスク(以下「懸念リスク」という。)に係る情報の共有及び当該情報を分析し、本学の研究インテグリティを確保するため、研究インテグリティ連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(懸念リスク及び情報の範囲)

第2条 連絡会が想定する懸念リスクとは、外国機関等との学術交流や産学官連携により発生する利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、研究・教育活動に影響するリスクその他本学の信頼が低下するリスクをいう。

2 懸念リスク管理のために取り扱う情報の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外国機関等との兼業、クロスアポイントメント、荣誉職称号等に関すること。
- (2) 外国機関等との共同研究契約、受託研究契約等に関すること。
- (3) 外国機関等からの寄附金、助成金、物品等の受入に関すること。
- (4) 外国機関等からの研究員・学生等の受入又は外国機関等への研究者・学生等の派遣に関すること。
- (5) 外国機関等への安全保障輸出管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、外国機関等との学術交流、産学官連携その他外国機関等からの人的・物的支援に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会は、次に掲げる課の長をもって構成する。

- (1) 総務企画部人事・労務課
- (2) 財務部財務課
- (3) 学務・国際戦略部グローバル推進課
- (4) 研究・学術情報部研究推進課
- (5) 研究・学術情報部産学・地域連携課

(運営等)

第4条 構成員が第2条第2項の懸念リスクに係る情報を把握したときは、連絡会を招集し、その情報の共有を図るものとする。

2 連絡会は、前項の情報を分析し、本学の研究インテグリティを確保するため対応する必要があると認めたときは、当該懸念リスクを担当する理事又は副学長に報告するものとする。

3 連絡会は、必要に応じて輸出管理マネージャー、利益相反アドバイザーその他の必要な者から意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第5条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前条第2項の懸念リスクに係る情報の分析に関与した者、前条第3項の連絡会から意見を聴取された者、次条第2項の相談窓口の担当者及び第7条の庶務を担当する者に対しては、前項の規定を準用する。

(相談窓口)

第6条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、第3条に規定する課の職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、関係各課の協力を得て、研究・学術情報部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に掲げるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年7月15日から実施する。